

JEAG4611「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」(改定案)の
公衆審査意見に対する回答

意見その1

P11 表 - 3

記載ミスと思われる箇所が確認されました。

表 - 3 重要度分類と設計上の要求事項に MS-3 に該当する計測制御装置に対する要求事項の記載がありません。

回答

ご指摘いただいたとおり、表-3 に MS-3 を追記することと致します。

意見その2

P17 解説 - 7 (3)

記載ミスと思われる箇所が確認されました。

「(3) 3 項で定めた各分類(表 - 2 参照)に該当する計測制御装置の電源,・・・」とありますが、「3 項」ではなく「5 項」と思われます。

回答

ご指摘いただいたとおり、「3 項」の記載を「5 項」に誤記訂正致します。

意見その3

P30

記載ミスと思われる箇所が確認されました。

今回の改定案において、計測制御装置の安全上の機能別重要度分類の例のうち、原子炉格納容器(BWR)の情報提供系として「原子炉格納容器酸素濃度」が追加されております。

しかしながら、「MS-1 1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器」の「6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能」の「原子炉格納容器(BWR)」の情報提供系には「原子炉格納容器酸素濃度」の記載がありません。

回答

安全設計審査指針 4 7 「計測制御系」の解説の一部に、「原子炉格納容器バウンダリ及びそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータ」として、原子炉格納容器の圧力、温度、雰囲気ガス濃度等が列挙されています。また、「事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータ」として、原子炉格納容器雰囲気圧力、温度、水素ガス濃度、放射性物質等が列挙されています。また、省令 62 号第 20 条の解釈に対する解説において、「第 1 項第 6 号は、安全設計審査指針 指針 4 7 (計測制御系)の解説及び・・・に対応して、事故時に測定が要求される格納容器内の・・・酸素・水素濃度・・・を明記している」との記載があり、今回の JEAG 改訂版の別表 MS-2 事故時のプラント状態把握機能に原子炉格納容器酸素濃度を追加しております。従って、ご指摘の箇所にも原子炉格納容器酸素濃度を追記することと致します。

以上